



発行 東京都

目次

規則

- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…一
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…二
- 告 示
- 公共測量の終了（五件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…二
- 建築基準法による道路の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…三
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………（同）…四
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………（同）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…六
- 平成三十年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…七
- 知事指定薬物の指定……………（福祉保健局健康安全全部薬務課）…八

告 示（選）

- 平成十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成十八年東京都選挙管理委員会告示第百七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成十九年東京都選挙管理委員会告示第百七十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成二十年東京都選挙管理委員会告示第九十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成二十一年東京都選挙管理委員会告示第百四十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………九
- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………九

規 則

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十一号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（平成二十四年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

10 条例附則第十四項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病床（健康保険法等一部改正法附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病床をいう。）の病床とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十二号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 条例附則第十一項に規定する規則で定めるその他の病床は、医療法第七条第二項に規定する療養病床若しくは一般病床又は老人性認知症疾患療養病床（健康保険法等一部改正法附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病床をいう。）の病床とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十三号

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則（平成三十年東京都規則第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項第一号中「又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」を削り、「の薬剤師」を「の医師又は薬剤師（併設される医療機関が診療所の場合にあっては、当該診療所の医師）」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 併設される病院の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（併設される医療機関が診療所の場合にあっては、当該診療所の医師）により、当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 条例附則第二項から第七項までに規定する規則で定めるその他の病床は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項に規定する精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床又は一般病床とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千百三十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 瑞穂町

- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 瑞穂町地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千三百二十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、日の出町長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 日の出町
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 日の出町地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで

●東京都告示第千四百十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 あきる野市及び西多摩郡奥多摩町各地内

- 四 測量の期間 平成二十九年八月十五日から平成三十年六月五日まで

●東京都告示第千四百一十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、荒川区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 荒川区
- 二 測量の種類 公共測量（既成図数値化）
- 三 測量の区域 荒川区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年五月二十三日から平成三十年三月三十日まで

●東京都告示第千四百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 測量の区域 千代田区神田駿河台一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年三月一日から平成三十年六月七日まで

●東京都告示第千四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成三十年七月十七日	(一) 次に掲げる地番の全部	延長 二〇四九・九
		稲城市大字 坂浜字十七号	幅員 四・〇〇
		千二百二十六番二及び千二百三十四番二	幅員 六・〇〇
		(二) 次に掲げる地番の一部	

稲城市大字 坂浜字十三号  
八百十九番一、同番三、同番四、同番十二、同番十三、八百二十八番一、八百三十番一、同番二、八百三十一番一、同番二、八百

三十二番一、同番二、八百三十三番二、八百四十二番、八百四十三番、八百四十四番一、同番九から同番十五まで、同番十八から同番二十二まで、八百四十五番から八百四十七番まで、八百四十九番一、八百六十四番一、同番二、八百六十五番一、同番二、字十四号九百二十一番、同番地先、九百二十二番、九百二十五番、同番地先、九百二十六番、九百二十七番、九百三十三番から九百三十八番まで、九百四十二番、字十七号千二百二十四番一、同番二、千二百二十五番一、同番二、千二百二十六番一、千二百三十番三、同番三地先、千二百三十二番、千二百三十三番、

百三十三番、千二百三十四番一、千二百三十五番一から同番四まで、千二百三十六番、千二百四十番、千二百四十二番から千二百四十五番まで、千二百四十六番一、同番二、千二百四十七番から千二百四十九番まで、千二百五十二番、千二百五十三番、千二百五十四番一、同番二、同番三、同番四、千二百五十五番二、同番十八、同番二十、同番二十一、千二百五十六番一、同番五、千二百五十七番、千二百五十八番一、同番二、千二百五十九番、千二百六十番、同番二、千二百六十一番一、千二百六十二番一、千二百六十三番一、千二百六十四番一、同番二、千二百六十五番一、

番一、千二百六十六番一から同番三まで、同番五、千二百七十三番一、千二百七十四番、千二百七十五番、千二百七十六番一のイ、同番一のロ、千二百七十七番一、千二百七十八番一、同番三、千二百七十九番一、同番二、同番六、同番七、千二百八十番一、同番二、千二百八十一番一から同番三まで、千二百八十二番、千二百八十三番一、同番二、千二百八十四番一、千二百八十五番から千二百八十七番まで、千二百八十八番一及び千二百八十九番一

●東京都告示第千四百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

小金井市緑町二丁目二千三百五十五番五、平成三十年七月同番十三及び同番二十二 二十七日

●東京都告示第千四百四十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年八月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小金井市緑町二丁目二千三百五十五番 平成三十年七月五及び同番二十二 二十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千四百四十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

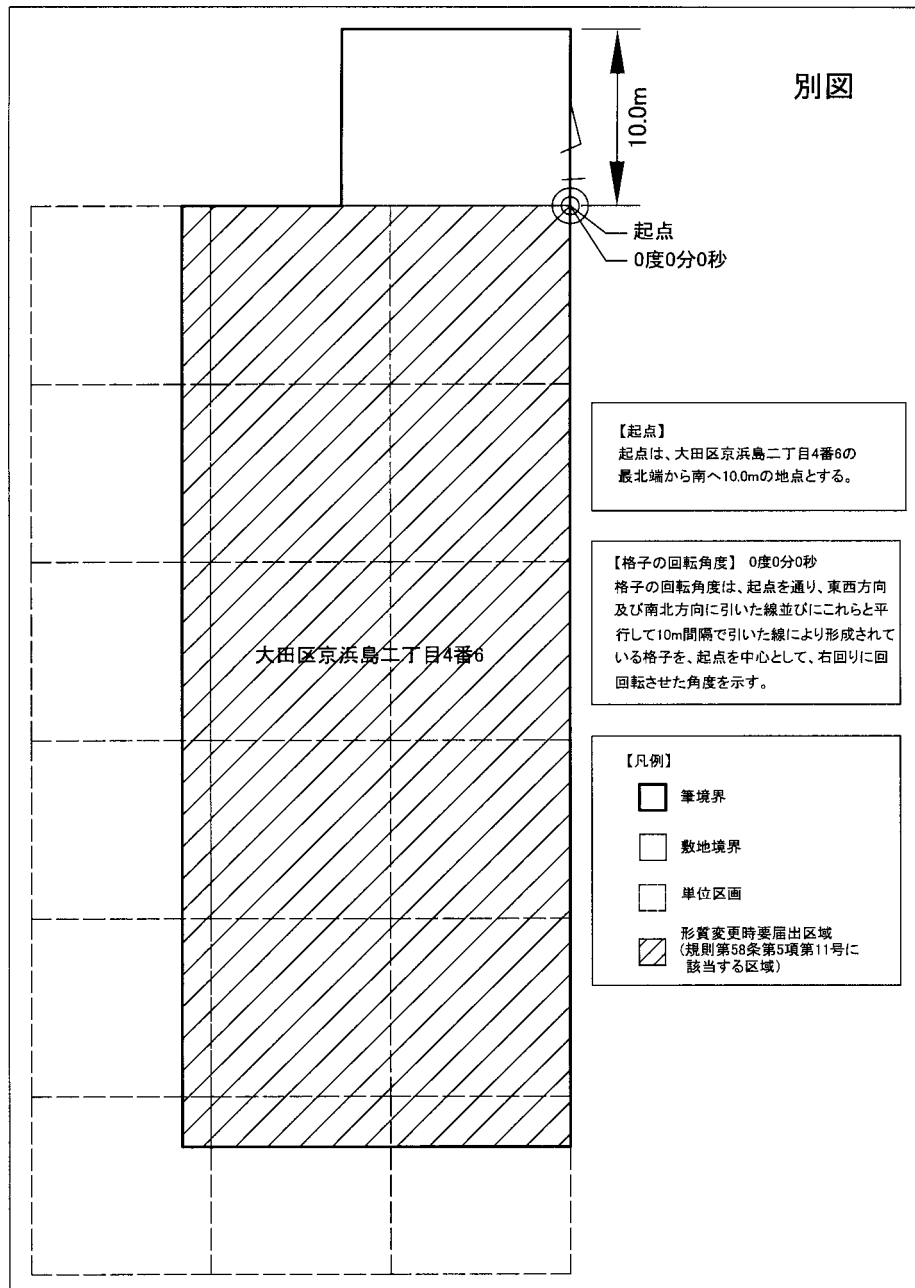
平成三十年八月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区京浜島二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物  
四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。



●東京都告示第千四百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

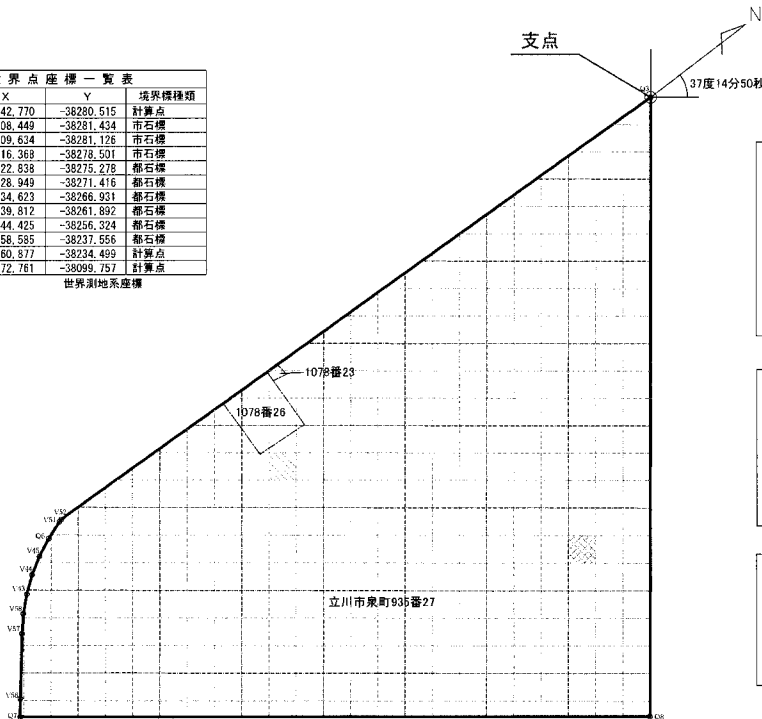
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

境界点座標一覧表			
測点	X	Y	境界線種類
Q3(支点)	-31442.770	-38280.515	計算点
V52	-31708.449	-38281.434	市石標
V51	-31709.624	-38281.126	市石標
D6	-31716.368	-38278.501	市石標
V45	-31722.838	-38275.278	市石標
V44	-31728.949	-38271.416	市石標
V43	-31734.623	-38266.931	市石標
V58	-31739.812	-38261.892	市石標
V57	-31744.425	-38256.324	市石標
V56	-31758.585	-38237.556	市石標
O7	-31760.877	-38234.499	計算点
O8	-31572.761	-38099.757	計算点

世界測地系座標



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第1054号により指定した区域)
- 単位区画
- 豪境界
- 敷地境界

【支点】

支点の位置は、  
X=-31442.770  
Y=-38280.515とする。

※支点座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(37度14分50秒)】

格子の回転角度は支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十八号

クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の二第一項及び第八条の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を次のように指定する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 研修及び講習の 公益財団法人全国生活衛生営業指導 主催者の名称及び センター 所在地 港区新橋六丁目八番二号

- 二 研修及び講習の 開催年月日並び に会場の名称及び 所在地

- (一) クリーニング師の研修
  - ア 平成三十年十月二十一日 小金井市商工会館
  - イ 平成三十年十一月十八日 日本クリーニングセンター
  - ウ 平成三十年十二月二日 スクエア荏原
  - エ 平成三十一年二月十日 品川区荏原四丁目五番二十八号

- (二) 業務従事者に対する講習
  - ア 平成三十一年二月二十七日 文京区後楽二丁目三番十号

三 受講料

- (一) クリーニング師の研修 五千円
- (二) 業務従事者に対する講習 四千五百円

日本クリーニングセンター  
文京区後楽二丁目三番十号

●東京都告示第千四百四十九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年八月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ニー（エチルアミノ）ーニフェニルシクロヘキサンーオン及びその塩類（通称名 Deschloroniethylike tamine、ニオキソアセ、ニオキソアセ）
- (二) 化学名 メチルニー（五フルオロペンチル）ーニイソインドールニカルボキサミド」ー三・三ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名五FーMDMBーPICA）

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

平成三十年八月二十三日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党東京都港区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港区地区委員会の部6資産の内訳の項中  
「齋藤 正一 2,000,000」を  
「齋藤 正一 2,000,000  
(借入先) (借入残高) 円  
荒川 安 3,000,000」  
に  
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党東京都港区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十八年東京都選挙管理委員会告示第百七号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港区地区委員会の部6資産の内訳の項中  
「齋藤 正一 2,000,000」を  
「齋藤 正一 2,000,000  
(借入先) (借入残高) 円  
荒川 安 3,000,000」  
に  
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党東京都港区地区委員会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十九年東京都選挙管理委員会告示第百七十四号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港区地区委員会の部6資産の内訳の項中  
「齋藤 正一 2,000,000」を  
「齋藤 正一 2,000,000  
(借入先) (借入残高) 円  
荒川 安 3,000,000」  
に  
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に



ついで、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十年東京都選挙管理委員会告示第九十八号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「齋藤 正一 2,000,000」を

「齋藤 正一 2,000,000

(借入先) (借入残高) に

円

3,000,000」

荒川 宏

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告が

あつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十一年東京都選挙管理委員

会告示第百四十九号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「齋藤 正一 2,000,000」を

「齋藤 正一 2,000,000

(借入先) (借入残高) に

円

荒川 宏 3,000,000」

改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、日本共産党東京都港地区委員会から訂正の報告が

あつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨（平成二十二年東京都選挙管理委員

会告示第百二十八号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月二十二日

東京都選挙管理委員会

日本共産党東京都港地区委員会の部6資産の内訳の項中

「齋藤 正一 2,000,000」を

「齋藤 正一 2,000,000

(借入先) (借入残高) に

円

荒川 宏 3,000,000」

改める。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号(代)

郵便番号  
 113-0001